

**監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う
第 74 回国民体育大会・第 75 回国民体育大会冬季大会における取扱いについて**

2019 年 4 月 12 日

■ 公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※2019 年(平成 31 年)4 月 1 日(冬季大会は 2019 年(令和元年)10 月 1 日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が 2020 年(令和 2 年)3 月 31 日以降であること。

■ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■ 参加可否一覧

【第 74 回本大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	2020 年 3 月 31 日以降 (令和 2 年)	○
		2019 年 9 月 30 日 (令和元年)	○※ ×
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
2019 年(令和元年)10 月 1 日付認定予定者		—	×
※2019 年(令和元年)10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。 (所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は、参加不可)。			

【第 75 回冬季大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	2020 年 3 月 31 日以降 (令和 2 年)	○
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
2020 年(令和 2 年)4 月 1 日付認定予定者		—	×

国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格義務付けについて

平成 22 年 6 月 18 日
財団法人日本体育協会
国民体育大会委員会

日本体育協会（以下「本会」という）では、一連の国体改革において「より競技性の高い国内トップレベルの大会」、「国際レベルを目指す競技者の発掘・育成の場」として国民体育大会（以下「国体」という）を位置付けており、その実現に向けた方策の一環として、各都道府県における競技者の指導・強化体制を充実させ、わが国スポーツ界の競技力の底上げを図るべく、国体の監督に本会公認スポーツ指導者資格（以下「公認資格」という）を義務付けることとしております。

また、このことは、本会が当該中央競技団体と一致協力して養成を行っている公認スポーツ指導者の社会的認知度及び価値を向上させることにも繋がるものであります。

本件は、第68回大会（2013年）を目途として、当該中央競技団体における準備体制が整った競技より順次義務付けを実施しておりますが、目標まであと3年となった現時点においてもなお、競技によって取り組み状況に差があることが見受けられることから、改めて当該中央競技団体をはじめとする関係各機関・団体と連携し、今後の義務付け促進について下記のとおり取り進めることといたします。

1. 実施時期

第 68 回国民体育大会（2013 年、冬季大会を含む）より義務付けを実施する。

2. 対象競技及び対象者

- (1) 正式競技における監督を対象とする。
- (2) 公開競技における監督については、公認資格を保有していることが望ましい。
- (3) ブロック大会については、各都道府県代表選手団による都道府県対抗方式の大会であることを踏まえ、本大会と同様に取り扱うこととする。

3. 対象資格

公認コーチ、公認上級コーチ、公認指導員、公認上級指導員、公認教師、公認上級教師のうち、本会と協議の上、当該中央競技団体が定める資格とする。

4. 競技団体固有の資格

- (1) 公認資格に代えて競技団体固有の資格で対応することは、公認資格の義務付けを実施しているとみなさない。
- (2) 公認資格の保有を義務付けることと併せて、競技団体固有の資格の保有を義務付けることができる。

5. 実施に向けた今後の取り組み

- (1) 第 65 回大会（2010 年）の競技別実施要項上に公認資格の取り扱いに係る記載のない競技については、第 66 回大会（2011 年）競技別実施要項において、少なくとも「監督は、日本体育協会公認指導者資格を有することが望ましい」旨、明記すること。
- (2) 第 65 回大会（2010 年）において公認資格の義務付けを実施していない競技については、公認資格保有者の養成状況や選手兼任監督の取り扱い等、義務付けに向けた懸案事項を本会及び当該中央競技団体で協議し、本年中にその対応方針を取りまとめる。
- (3) 当該中央競技団体は、(2) において取りまとめた対応方針に基づき義務付けまでの詳細な取り組み計画を策定し、本会へ提出する。